

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成27年(2015年)1月13日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】地方公共団体Xは、一般競争入札で請負契約を締結した共同企業体の構成会社Aに対する公取委の排除措置命令等が確定したことから、他の構成員企業Yに約定の賠償金及び遅延損害金の支払を求めたが、Yに対する命令は確定していないとして同請求が棄却された事例(平成26年12月19日最高裁平成25年(受)第1833号)

【2】殺人未遂被疑事件の被疑者として逮捕され傷害罪で起訴されたが無罪判決を受けたXが、新聞社Yが名誉及び信用を害する記事を掲載したとして損害賠償等を求めた事案。Xの主張は名誉毀損の真実性の立証の対象である重要な部分に当たらないとして請求を棄却(平成24年9月20日大阪高裁平成24年(ネ)第1650号)

【3】A社の取締役甲はA社がE社から賃借した建物のアスベスト粉じんを吸引し悪性胸膜中皮腫に罹患しそれを苦に自殺したとして甲の相続人XらがE社の権利義務を承継したY社に損害賠償を求めた。本判決はY社に対し占有者責任として約6000万円の支払義務を認めた(平成26年2月27日大阪高裁平成25年(ネ)第2334号)

【4】フランス国籍の妻が日本国籍の夫に対し離婚を請求した事案。原判決は不貞行為をなした有責配偶者の妻からの離婚請求は認められないとしたため妻が控訴。本判決は有責配偶者からの離婚請求であっても許容しうる事情があるとして離婚請求等を認容した(平成26年6月12日東京高裁平成24年(ワ)第102号)

【5】本件土地を購入したXが同地上建物で20年以上前に殺人・自殺事件があったことを知り宅建業者の説明義務違反に対し損害賠償を請求。本判決は原審判断を相当とし説明義務違反は売買契約締結後に発生したものでXの損害は慰謝料になるとして170万円の限度で認容(平成26年6月19日高松高裁平成25年(ネ)第411号、平成26年(ネ)第46号)

【6】信用協同組合Xは信用保証協会Yと信用保証契約を締結しZへ融資、Zの期限の利益喪失のためYに保証債務請求権に基づく支払を請求。YはZが暴力団組員であることを理由に錯誤による保証契約の無効、免責を主張。原審はX請求を棄却、Xの控訴も棄却された(平成26年8月29日東京高裁平成26年(ネ)第2161号)

【7】建物の賃借人Yに対する賃貸人の地位を元賃貸人から建物サブリース契約に基づき譲受けたXがYに賃料を請求したところYはXを賃貸人として認めないと争った。本件契約は建物の所有権が元賃貸人からXに移転したことで失効しXは賃貸人の地位を失ったと判示(平成26年5月29日東京地裁平成25年(ワ)第23319号)

【8】信用保証協会XはA社の委託によりY銀行に対する貸金債務を保証、A社の残債務を代位弁済したが、A社につき錯誤があり保証契約は無効、Y銀行のA社への貸付も免責されると主張、当該代位弁済金及び遅延損害金の支払を求めたが、いずれの主張も棄却された(平成26年7月11日横浜地裁平成24年(ワ)第839号)

【9】東京電力福島第一原子力発電所における放射性物質放出事故により避難生活を余儀なくされた女性が自宅への一時帰宅の際に焼身自殺した件につき遺族の原告らが東京電力に対し損害賠償を求めた事案。本件事故と自死との相当因果関係を認め、請求の一部を認容した(平成26年8月26日福島地裁平成24年(ワ)第102号)

(商事法)

【10】ソフトウェア開発会社XはY銀行の勧誘で航空機のレバレッジド・リース取引に出資したが航空会社の倒産でリース契約が解約され出資金が返還されなかったためYに損害賠償を請求。Yの勧誘は適合性の原則に違反せず、説明も十分だったとしてXの請求を棄却した(平成25年3月18日大阪地裁平成23年(ワ)第10316号)

(知的財産)

【11】原告は発明の名称を「減塩醤油類」とする被告の特許に対する原告の特許無効審判の請求が不成立とされた審決についてサポート要件(特許法36条6項1号)にかかる判断に誤りがある等の理由で取消しを求めたが、同請求は棄却された(平成24年6月6日知財高裁平成23年(行ケ)第10254号)

【12】「江戸明治東京重ね地図」の著作権者と主張する原告が、被告らが本件各地図を複製ないし翻案し、原告の事業を妨害したことが不法行為に当たるとして、本件各地図の著作権を有することの確認、同地図の複製差止め及び廃棄等を求め、同請求が認容された事例(平成26年12月18日知財高裁平成22年(ワ)第38369号)

【13】特許出願人が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消しを求めた事案であって、本願発明について、ビスホスホネート処置としてゾレドロン酸の引用発明の「5分間」という静脈投与時間を延長して「15分間」とする動機付けは認められないとし、審決が取消された事例(平成26年12月24日知財高裁平成26年(行ケ)第10045号)

【14】特許権を有する原告が被告製品の生産等の差止等を求めた事案。被告製品は特許請求の範囲に記載された構成と異なるが被告製品のように置き換えることは当業者にとって容易に想到できたものであるから本件発明と均等なものであるとして差止等を認めた事例(平成26年12月18日東京地裁平成24年(ワ)第31523号)

【15】江戸時代の大名・大目付らの交渉等を記載した文献を読みやすく改変し、解説をつけた原告の著作の翻案権侵害が争われ、記載された事例の内容ごとの分類には表現選択の余地は小さく、原告記述は歴史的な事実それ自体である等としてその著作物性が否定された事例(平成26年12月24日東京地裁平成26年(ワ)第4088号)
(刑事法)

【16】女子高生に対する強制猥褻・殺人被告事件において、目撃証言の信用性を否定するなどして事実誤認を理由に有罪(無期懲役)の第1審判決を破棄し無罪とした原判決につき、その判断に事実誤認があるとは認められないとして上告を棄却した事例(平成26年7月8日最高裁平成25年(あ)第169号)

【17】日本で作成した猥褻動画を米国のサーバに保存し日本人の顧客にダウンロードさせて電磁的記録等送信頒布、猥褻電磁的記録有償頒布目的保管罪で起訴された被告が同法の「頒布」に当たらないとして争った事案。原判決の判断通り「頒布」に当たるとして上告を棄却(平成26年11月25日最高裁平成25年(あ)第574号)

【18】大阪拘置所に収容中の死刑確定者Xが、大阪拘置所職員により信書の発信が不許可とされたことについて肉体的及び精神的苦痛を受けたとして国に対し慰謝料等を求めた事案。本判決は一審判決を変更し、大阪拘置所長の裁量権の逸脱・濫用を認め本請求を認容した(平成26年1月16日大阪高裁平成25年(ネ)第1750号)

【19】病院長であり医師である被告が患者の腫瘍を肝臓がんと誤診し、不十分な人員体制のまま腫瘍切除摘出手術を実施し患者が死亡した業務上過失致死被告事件において、本件肝臓切除手術と被害者死亡の因果関係を認定し、被告人は禁固2年4月に処された事例(平成24年6月22日奈良地裁平成22年(わ)第42号)
(公法)

【20】平成25年6月23日に施行された東京都議会議員の議員定数配分規定の適法性と合憲性が争われた事案。平成4年、平成13年の改正を経て当該定数配分の格差は縮小しており、定数配分は裁量権の合理的行使を逸脱していないとして選挙無効請求を棄却した(平成27年1月15日最高裁平成26年(行ツ)第103号)

【21】被控訴人は横浜市が喫煙禁止区域に指定した横浜駅周辺地区内で喫煙し2000円の過料処分を受け、同市長に対する異議申立及び神奈川県知事に対する審査請求のいずれもが棄却されたため本件処分の取消し等を求めて提訴したが市の処分が適法と判断された事例(平成26年6月26日東京高裁平成26年(行コ)第76号)
(その他)

【22】Xは債権回収に係る法律事務を弁護士Yに委任したが多くが未回収に終わったためYは委任契約上の善管注意義務に違反し債権回収が不能になったと主張し、損害賠償等の支払を請求したが、Yが採った方法は裁量の範囲内、説明義務違反はないとして同請求を棄却(平成25年12月16日東京高裁平成25年(ネ)第2809号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成26年12月19日 最高裁HP

平成25年(受)第1833号 賠償金請求事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/705/084705_hanrei.pdf

(裁判要旨)

共同企業体との間で一般競争入札の方法により請負契約を締結した普通地方公共団体であるXが、後に当該共同企業体の構成員のうち1社(A建設)につき公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令が確定したことを理由に、「当該請負契約の請負人「乙」に対する公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令が確定した場合「乙」は注文者「甲」に約定の賠償金を支払う」との約款に基づき、他の構成員であるYに対し、約定の賠償金及び遅延損害金の支払を求める事案において、Xの請求が棄却された事例。

(理由)

Xは、共同企業体の構成員のうちいずれかの者についてのみ排除措置命令等が確定した場合に、不正行為に関与せずに排除措置命令等を受けていない構成員や、排除措置命令等を受けたが不服申立手続をとって係争中の構成員にまで賠償金の支払義務を負わせようというのであれば、少なくとも、上記「乙」の後に例えば「(共同企業体にあつては、その構成員のいずれかの者をも含む。)」などと記載するなどの工夫が必要であり、このような記載のないままに、上記「乙」が共同企業体の構成員のいずれかの者をも含むと解し、結果的に、排除措置命令等が確定していない構成員についてまで、請負金額の10分の2相当額もの賠償金の支払義務を確定的に負わせ、かつ、年8.25%の割合による遅延損害金の支払義務も負わせるというのは、上記構成員に不測の不利益を被らせることにもなる。

したがって、本件賠償金条項において排除措置命令等が確定したことを要する「乙」とは、本件においては、本件共同企業体又は「A建設及びY」をいうものとする点で合意が成立していると解するのが相当である。このように解しても、後にYに対する排除措置命令等が確定すれば、Xとしては改めてYに対して賠償金の支払を求めることができるから、本件賠償金条項の目的が不当に害されることにもならない。

(2) 大阪高判平成24年9月20日 判例タイムズ1406号95頁

平成24年(ネ)第1650号 損害賠償等請求控訴事件(一部取消, 自判, 上告, 上告受理申立(後一部上告却下, 一部上告棄却, 上告不受理))

殺人未遂被疑事件の被疑者として逮捕され、傷害罪で起訴されたものの、無罪判決を受けたXは、新聞社Yに対しXの名誉及び信用を害する記事を掲載したとして、民法709条、723条に基づき、損害賠償と謝罪広告を求めるなどした。

本判決は、名誉毀損の真実性の立証の対象である重要な部分に該当するか否かについて「当該記事の本文内容、見出しの内容、レイアウト等を総合的に見て、一般読者が当該記事を読んだ際に通常受けると考えられる印象を基準として判断すべきである」との従前の判例理論に基づき検討し、本件では、記事全体からみて、本件記事の重要な部分には、「Xが本件刑事事件の被疑者として逮捕され、警察が過去の類似事件3件についても関連を調べる方針であること」であり、Yが警察の報道発表を盲信して、Xが「現場の防犯カメラに映っていた男と似ている」と断言し、「逮捕時に、路上においてアイスピックを持っていた」と断定したとのXの主張に対しては、これらは重要な部分に当たらないとし、上記重要な部分については真実性が立証されているので、仮に防犯カメラやアイスピックの部分に真実でない点が含まれていたとしても、本件記事の違法性は阻却されるとして、XのYに対する請求を認めなかった。

(3) 大阪高判平成26年2月27日 判例タイムズ1406号115頁

平成25年(ネ)第2334号 損害賠償, 民訴260条2項に基づく仮執行の原状回復及び損害賠償請求控訴事件(一部変更, 確定)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/413/084413_hanrei.pdf

A社の取締役甲の相続人Xらは、甲が昭和45年3月頃から平成14年6月頃までの間、A社がE社から賃借した建物に勤務しその壁面に吹き付けられたアスベスト粉じんを吸引した結果、悪性胸膜中皮腫に罹患し、病気を苦にして自殺のやむなきに至ったと主張して、吸収合併により本件建物の所有者E社の権利義務を承継したY社に対し、土地の工作物の設置・保存上の瑕疵の責任に基づき損害賠償を求めた。

本判決は、遅くとも環境庁・厚生省が都道府県に対し、吹付けアスベストの危険性を公式に認め、建物所有者への指導を求める通知を発した昭和63年2月の時点では、建築物の吹付けアスベストのばく露による健康被害の危険性及びその除去等の対策の必要性が広く世間一般に認識されるようになり、本件建物は通常有すべき安全性を欠くと評価されるようになったとし、Y社を、賃貸借契約において、管理上必要があるときに本件建物に立ち入る等の権限が認められる一方、建物の維持管理に必要な修繕義務を負っていたこと等のことから、民法717条1項に基づく責任を負

うべき本件建物の「占有者」に当たるとし、Y社に対し、占有者責任として総額金5995万4893円(弁護士費用を含む)の支払義務を認めた。

(4) 東京高判平成26年6月12日 判例時報2237号47頁

平成24年(ワ)第102号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

二人の未成熟子がいる夫婦のフランス国籍の妻が、子二人を連れて別居した後、日本国籍の夫に対し、婚姻を継続し難い重大な事由があるとして離婚を請求し、未成年者の親権者を妻(母親)と指定すること、未成年者一人当たりの養育費月額6万円の支払を求めた事案において、原判決は、婚姻関係の破綻を認めず、仮に破綻していてもその原因は妻が他の男性との生活を望んだからであり、有責配偶者からの離婚請求であって信義則に反し許されない、として、妻の請求を棄却した。そこで、妻が控訴した。

控訴審は、夫も妻の自宅立ち入りを拒否し、妻の残した物の廃棄を通告したり、妻が外国人男性宅から出てきた際に暴力沙汰になったこと、夫婦共に関係修復のための具体的行動はとっておらず、夫も離婚に備えた準備をしていることなどから、婚姻関係修復の見込みはないとして、破綻を認定し、「婚姻を継続し難い重大な事由があるとき」に該当すると認めた上、夫婦関係の決定的な破綻は妻の不貞行為によるものであり妻は有責配偶者ではあるが、夫には安定的な収入があり離婚請求を認めても著しく社会正義に反する結果がもたらされないこと、妻の不貞行為は夫が離婚を切り出したり人格に配慮せず妻を追い詰めたことにも原因があること、離婚を認めても未成年者の福祉が殊更害されることはないこと、夫もともと離婚を求めていたこと、などから、有責配偶者からの離婚請求であっても社会正義に照らして到底許容できないというものではなく、信義則に反するものではない、として、原判決を取り消し、離婚請求を認容し、子二人の親権者をいずれも妻(母親)と指定し、未成年者一人当たりの養育費月額6万円の支払を命じた。

(5) 高松高判平成26年6月19日 判例時報2236号101頁

平成25年(ネ)411号・同26年(ネ)46号 損害賠償請求控訴,同附帯控訴事件 控訴棄却,附帯控訴棄却(確定)

Xらは平成20年12月1日、本件土地所有者Aとの間で宅建業者Yの仲介により本件土地を2750万円で買い受ける売買契約を締結し、翌21年1月30日、代金支払、所有権移転登記が行われた。その後、昭和61年1月に本件土地上の建物に居住していた当時の所有者Bの内縁の妻がBの実子に殺害され山中に遺棄されたこと、昭和63年3月にBの娘が建物内で首をつって自殺したことが判明した。そこでXらは説明義務違反による不法行為に基づく損害賠償を請求した。一審はYの担当者は遅くとも代金決済の前には自殺事故があったらしいとの認識があった、過去に自殺があったとの事実は売買契約を締結するか否かの判断に重要な影響を及ぼす、よってYに説明義務違反がある、しかし自殺が20年以上前の出来事であること、自殺があった建物が取り壊されていること等から説明義務違反と相当因果関係のある損害を賠償すべきと判断し、本件説明義務違反は売買契約締結後に発生したものであり、代金決済前に説明を受けていたならば代金決済や移転登記を了しない状態で売主と売買契約の効力に関し交渉することが可能であったのにそれができず、代金決済等を了してしまった状態で交渉等をせざるを得なかったことによる損害であり、それは慰謝料であるとしてXらに各85万円合計170万円の限度で認容し、本判決も原審の判断を相当であるとした。

(6) 東京高判平成26年8月29日 金法2008号70頁

平成26年(ネ)第2161号 貸金請求等控訴事件(控訴棄却)

本件は、信用協同組合であるXが、借主であるZに対する500万円の融資にあたり、信用保証協会であるYと平成20年3月に信用保証契約を締結していたところ、Zが上記融資について平成25年2月に期限の利益を喪失したことから、Yに対し、保証債務履行請求権に基づき、貸付残元金256万2000円並びにこれに対する約定利息および遅延損害金の支払を求めたものの、Yが、Zが反社会的勢力である暴力団組員であることが判明しており、こうした反社会的勢力への融資は信用保証の対象とならないことはあらかじめ明らかにしていたとして、錯誤による保証契約の無効および約定書が規定する保証条件違反による免責を主張して、Xの請求を争った事案である。原審では、Yに錯誤があったと認められ、上記保証契約は民法95条本文により無効であるとして、Xの請求が棄却されたため、Xがこれを不服として控訴した。

本判決は、平成19年6月19日には、反社会的勢力との関係で、取引を含めた一切の関係遮断をすることが基本原則とされるべきことが、政府の犯罪対策閣僚会議幹事会によって公表されていたことに鑑みれば、本件信用保証締結時点までには、Xとしても、Yとしても、主債務者が反社会的勢力である場合には、新たな融資やその保証は実施されるべきものではないとの認識を有していたと考えられること、金融庁による監督指針改正が本件信用保証契約とほぼ同時期にされていることも含めて、反社会的勢力が信用保証を利用できないことは、Xを含む金融機関に周知され、広く認識されていたものと認められることから、主債務者が反社会的勢力関連者でないことは、本件信用保証に係る法律行為の要素であったというべきであるとして、Yの主張する錯誤無効を認めた。

(7) 東京地判平成26年5月29日 判例時報2236号113頁

平成25年(ワ)23319号 未払賃料請求事件(控訴棄却)

Xは、建物の賃貸借をYとしていた元賃貸人との間でXを賃借人とする建物サブリース契約を締結し、同契約に基づいて元賃貸人からYに対する賃貸人の地位を譲り受け、Yに対し賃料請求した。Yは、本件サブリース契約は通常の賃貸借契約ではなくXが元賃貸人から賃料収受権を取得する手段であり元賃貸人はXとの賃貸借契約を遡及して解除している等主張しXがYの賃貸人でないとして争った。本判決は、本件サブリース契約は実質的には建物の賃貸借ではなく建物管理及び賃料収受の委託を内容とする委任契約と評価でき本件サブリース契約は解除により終了しており、また、本件建物の所有権が元賃貸人から第三者へ移転したことで本件サブリース契約の解除条件が成就され本件サブリース契約は効力を失いXは賃貸人としての地位を失ったとしてXの請求を棄却した。

(8) 横浜地判平成26年7月11日 金法2008号85頁

平成24年(ワ)第839号 不当利得返還請求事件(請求棄却)

信用保証協会であるXは、中小企業者としての実体がないA社から委託を受け、A社のY銀行に対する2つの貸金債務についてY銀行との間で各保証契約を順次締結し、上記各保証契約に基づきA社の残債務を代位弁済したが、A社が中小企業者であること及び資金使途が事業資金であることについて錯誤があったため、上記各保証契約は錯誤により無効であり、また、Y銀行のA社への貸付につきXはY銀行の保証契約違反によって免責されると主張して、不当利得返還請求権に基づき、当該代位弁済金および遅延損害金の支払を求めた。

本判決は、貸付金の詐取は主債務者から債権を回収することができない事態の1つとして想定されており、原則としては、保証人において引き受けられたリスクであること、Xと各銀行との約定書では銀行の義務違反や帰責事由が存在する場合に限ってXの保証債務の免責が認められるものとされていることに加え、信用保証協会の保証付融資の制度趣旨に鑑みると、借主兼信用保証委託者が中小企業者であることや資金使途が事業資金であることが本件各信用保証契約の内容になっていたとは認めることはできず、これらの点についてのXの錯誤は要素の錯誤に当たらないと判示した。また、保証契約違反による免責の主張については、A社に資金使途違反があったことについて、Y銀行に故意または過失があったとみることはできないから、本件各保証契約について、Y銀行に保証契約違反があったということとはできず、これによってXが本件各保証契約に基づく保証債務を免責されるとすることはできないと判示した。

(9) 福島地判平成26年8月26日 判例時報2237号78頁

平成24年(ワ)第102号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

東京電力福島第一原子力発電所における放射性物質放出事故(本件事故)により、福島県伊達郡川俣町山木屋地区に夫及び2人の息子(原告ら)と家族で居住していた女性が、同地区が計画的避難区域に設定され、避難生活を余儀なくされ、家族がばらばらでの生活を余儀なくされ、初めてのアパート生活が不安であること等を訴え、自宅へ戻ることを訴え続けた状況の下で、自宅への一時帰宅の際に、焼身自殺をしたことにつき、遺族の原告らが東京電力に対し損害賠償を求めた事案。裁判所は、女性が本件事故及び避難生活等により強度のストレスを受け、うつ状態となっていたところ、一時帰宅が終わり、アパートでの生活の再開が迫っていたことが直接の契機となり自死を決意したものと認められるとして、本件事故と自死との相当因果関係を認め、女性の自死についての心因的要因を考慮して損害額の2割を減額するのが相当と判断し、慰謝料及び葬儀費用という原告固有の損害や弁護士費用を含め、原告のうちの夫に対し総額2547万1815円、原告のうち子供3名に対しそれぞれ787万3938円の各請求を認容した。

【商事法】

(10) 大阪地判平成25年3月18日 金法2008号100頁

平成23年(ワ)第10316号 損害賠償請求事件(請求棄却)

Xは、大手企業を主要取引先とするソフトウェア開発会社であり、平成17年当時、売上高10億円強であり、営業利益・経常利益は10億円強であった。本件は、Xが、Y銀行の勧誘により、航空機のレバレッジド・リース取引に関し、訴外リース会社が有していた航空機のリース元を営業者とする匿名組合員たる地位の譲渡を受けて匿名組合出資(3契約の出資金額合計2億5000万円)をしたが、航空機のリース先である航空会社等が倒産したためリース契約が解約され匿名組合契約の清算が行われた結果、出資金のうち2億4000万円余の返還を受けることができず、同額の損害を被ったと主張して、Y銀行に対し、不法行為に基づく損害の賠償を求めた事案である。

本件においては、適合性原則違反の有無、説明義務違反の有無が主たる争点となったところ、本判決は、日本型レバレッジド・リースに係る本件匿名組合出資は、航空機リース事業に出資している匿名組合の組合員の地位を対象とする単純なものであり、そのリスクとして航空会社などの関係者の倒産リスクがあることは理解が困難なものではなく、企業経営者であれば十分に理解・判断でき、Xに本件匿名組合出資を勧誘したことは適合性の原則に違反しないと判示し、また、Y銀行の担当者らは、上記の勧誘に際し、商品についての十分な説明を尽くしたというべきであるか

ら、説明義務違反は認められないと判示した。

【知的財産】

(11) 知財高判平成24年6月6日 判例タイムズ1406号249頁

平成23年(行ケ)第10254号 審決取消請求事件(請求棄却, 確定)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/320/082320_hanrei.pdf

原告は、発明の名称を「減塩醤油類」とする被告の特許に対する原告の特許無効審判の請求が不成立とされた審決について、サポート要件(特許法36条6項1号)にかかる判断に誤りがある等の理由で取消しを求めた(本件発明は、「食塩濃度7~9w/w%, カリウム濃度1~3.7w/w%, 窒素濃度1.9~2.2w/v%であり、かつ窒素/カリウムの重量比が0.44~1.62である減塩醤油」という、数値限定発明である)。

本判決は、特許請求の範囲の記載が、特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであることを要するとするサポート要件の趣旨に照らすと、明細書の発明の詳細な説明が、出願時の当業者の技術常識を参酌することにより、当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる程度に記載されていることが必要であるところ、本件では、本件明細書に接した当業者は食塩濃度が下限値に近い場合には、出願時の当業者の技術常識を参酌することにより、カリウム濃度を上限値近くにするにより、減塩醤油の塩味を強く感じさせることができると理解するものであり、本件発明は、発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載されているので、サポート要件を満たすなどとして、原告の請求を棄却した。

(12) 知財高判平成26年12月18日 裁判所HP

平成22年(ワ)第38369号 著作権侵害差止請求事件(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/717/084717_hanrei.pdf

「江戸明治東京重ね地図」(「本件江戸図」及び「本件明治図」を含む、以下これら二つを総称して「本件各地図」という)の著作権者であると主張する原告が、被告らが本件各地図を複製ないし翻案し、また、被告Xと被告会社の代表者が原告の事業を妨害したことが不法行為に当たるとして、被告らに対し、原告が本件各地図の著作権を有することの確認、著作権法112条1項及び2項に基づく本件各地図の被告による複製等の差止め及び廃棄、及び不法行為に基づく損害賠償金の支払を求めた事案で、著作権の帰属が争点となった。

江戸明治東京重ね地図は原告が企画したものであり、その制作費用は原告の側が負担したこと、被告Xは、原告の依頼を受けて本件明治図の制作作業に関与し、対価を受領するとともに、江戸明治東京重ね地図に係る著作権法上の権利が原告に帰属する旨の契約を締結していることといった事情を考慮すれば、本件明治図についての著作権は原告に帰属すると判断するのが相当である。被告らは、本件明治図は被告Xが作成した下図(「本件文字図」及び「本件色彩図」)の二次的著作物であるから、原告の著作権は、本件明治図に原告が創作性を付加した部分についてのみであると主張したが、本件明治図はその下図である本件文字図及び本件色彩図の表現上の本質的特徴を感得することができるとは認められないからその二次的著作物とはいえない、として被告の主張を退け、原告の請求が認容された。

(13) 知財高裁平成26年12月24日 裁判所HP

平成26年(行ケ)第10045号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/754/084754_hanrei.pdf

特許出願人が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消しを求めた事案であって、「ビスホスホネート処置を必要とする患者に4mgのゾレドロン酸を15分間かけて静脈内投与することを特徴とする処置剤」に係る本願発明について、引用発明の「5分間」という投与時間を更に延長して「15分間」とする動機付けは認められないとして、審決が取消された事案。

引用例3には、ビスホスホネートの静脈内投与においては、急速な点滴が腎不全を招くので、大量の液体でゆっくりと点滴することが好ましい旨の記載があるが、この記載は、エチドロネート及びクロドロネートを念頭に置いたものであることは明らかである。エチドロネート及びクロドロネートは、初期の臨床試験に用いられていた第一世代のビスホスホネートであり、至適投与方法が確立されていなかった初期の頃に、エチドロネートの短時間投与で腎障害による死亡例が報告されたことが発端となって、その後開発された種々のビスホスホネートに関しても緩徐な投与が推奨されることとなったものであるが、エチドロネートの100倍ないし1000倍の骨吸収抑制作用の薬効を有するパミドロン酸、インカドロン酸及びアレンドロン酸といった第二世代、第三世代のビスホスホネートは使用量が少量で足りることもあり、患者の利便性との兼ね合いで急速投与が検討され、パミドロン酸は1~1.5mg/分、インカドロン酸及びアレンドロン酸は10mg/30分の急速投与で安全性が確認されただけでなく、これら3つの製剤については逆に腎機能障害の改善効果の報告もあることが認められる。このような本願優先日当時の第二世代及び第三世代のビスホスホネートの開発の経緯及び急速投与の実績からすれば、当業者としても、引用例3に記載された第一世代のビ

スホスホネートの急速投与による腎臓への有害事象に関する知見は、第三世代のビスホスホネートであるゾレドロン酸に直ちに当てはまるものではないと理解されるものと認められる。そうすると、ゾレドロン酸はパミドロン酸よりも100ないし850倍も活性が高いビスホスホネートであって、インカドロン酸及びアレンドロン酸よりもさらに骨吸収抑制作用が高く少量投与で足りることも考慮すれば、患者の利便性や負担軽減の観点からも、引用例1及び2において安全性が確認されたゾレドロン酸4mgの5分間投与という投与時間を、更に延長する動機付けがあると認めることは困難である。

したがって、本願発明は、引用発明に基づき、引用例2及び3を適用して容易に発明することができたとは認められないから、原告主張の取消事由は理由がある。

(14) 東京地裁平成26年12月18日 裁判所HP

平成24年(ワ)第31523号 特許権侵害行為差止等請求事件 特許権 民事訴訟(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/715/084715_hanrei.pdf

特許権を有する原告が、被告製品の生産等の差止め等を求めた事案であって、被告製品は特許請求の範囲に記載された構成と異なるが、被告製品のように置き換えることは当業者にとって容易に想到できたものであるから本件発明と均等なものであるとして、差止め等を認めた事案。

本件発明が制水駒を接合金具に内嵌するブッシュを介して通水室に内設するものであるのに対し(構成要件D)、被告製品は、ブッシュを設けることなく制水駒を接合金具に形成されたV型のテーパに圧入することによって通水室に内設する構成を採用しているから、構成要件Dを文言上充足しない。

原告らは、被告製品は上記のとおり特許請求の範囲に記載された構成と異なるが、(1)ブッシュを介して内設することは本件発明の本質的部分ではなく、(2)これを被告製品3のように置き換えても本件発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであって、(3)そのように置き換えることに本件発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(当業者)が被告製品3の製造時点において容易に想到することができたものであること等から、被告製品は特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして本件発明の技術的範囲に属する(最高裁判平成10年2月24日第三小法廷判決・民集52巻1号113頁参照)と主張するのに対し、被告らは原告らの主張のうち上記(3)の点のみを争っている。

そこで判断するに、通水室に制水駒を固定するに当たっては、これらを直接結合するか、他の部材を介して間接的に結合するかのいずれかであるところ、本件発明は後者を採用したものであるが、ブッシュを介在させることの技術的意義は明細書に記載されていない。また、物を製造するに当たり、製造原価を削減する、工程を減らし工期を短くするなどの目的で部品の数を減らすことは、当業者であれば当然に考慮すべき事柄と解される。そうすると、本件発明の特許請求の範囲及び明細書の詳細な説明の記載に接した当業者であれば、ブッシュを省略し、制水駒を通水室に直接結合する構成への設計変更を試みるものと考えられる。そして、本件発明の実施例に示されたとおり、通水室の断面及び制水駒の形状が円形であること、通水室には上端から下端方向に水が流れることからすれば、制水駒が下端から落ちることなく、かつ、制水駒と通水室の間から水が漏れないように両者を固定するため、接合金具の内側を下端側が狭まったV型のテーパ状に形成し、その円周部分に円盤状の制水駒を直接圧入するように構成することは、当業者にとって容易に想到できたものと考えられる。

以上によれば、被告製品は、本件発明と均等なものとしてその技術的範囲に属すると判断するのが相当である。

(15) 東京地判平成26年12月24日 裁判所HP

平成26年(ワ)第4088号 著作権損害賠償請求事件(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/756/084756_hanrei.pdf

主に江戸時代の大名らと大目付らとのやりとりを収載した「大目附問答」、 「町奉行所問合挨拶留」及び「公邊御問合」の3つの文献を楷書体で活字化し、読みやすいように句読点を付すなどして収録した史料部分と、史料部分について解説する解題(「本件解題」)とからなる本件問答集において、本件解題を執筆した原告が、「法史学研究会会報15号」に本件問答集の書評を寄稿した被告に対し、本件書評は本件解題の翻案物であり、被告は原告の著作権(翻案権)及び著作者人格権を侵害した旨主張して、翻案権侵害の不法行為又は氏名表示権及び同一性保持権の侵害の不法行為に基づく損害賠償金の支払を求めた事案で、翻案権侵害の成否が争点となった。

原告は、本件解題の執筆に当たり、上記3つの文献に記述された事例について、その事例の内容をどのような基準で分類するかを検討するに当たり、当該文献の内容を読み取り各事例の種類を明らかにした。かように本件解題は、当該文献の全体的な内容・特徴を明らかにしたものであり、それは、当該文献を読み込み内容を検討してはじめてその特徴を明らかにすることができるものであるから、原告記述には創作性がある旨主張した。しかし、収載された事例を内容ごとに分類すること自体は、思想又はアイデアにすぎず、かかる分類を表現しようとするれば、表現選択の余地は小さく、原告記述は歴史的な事実それ自体であり、表現に原告の個性が表れているとは認められないので、著作物性はない、として原告の請求は棄却された。

【刑事法】

(16) 最一決平成26年7月8日 判例時報2237号141頁

平成25年(あ)第169号 強制わいせつ致死,殺人被告事件(上告棄却)(舞鶴女子高校生殺害事件上告審決定)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/531/084531_hanrei.pdf

女子高校生に強制わいせつをして、鈍器で頭部等を多数回殴り殺害したとして起訴された強制わいせつ致死,殺人被告事件において、視認状況が必ずしも良いとは言えず、捜査段階で被告人の写真を単独で見たことなどにより記憶が変容した可能性も否定できないなどと指摘して目撃証言の信用性を否定するなどして事実誤認を理由に有罪(無期懲役)の第一審判決を破棄し無罪とした原判決につき、被告人の犯人性を肯定した第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示しており、その判断に事実誤認があるとは認められない、として上告を棄却した事例。

(17) 最三決平成26年11月25日 最高裁HP

平成25年(あ)第574号 わいせつ電磁的記録等送信頒布,わいせつ電磁的記録有償頒布目的保管被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/711/084711_hanrei.pdf

(要旨)

1 刑法175条1項後段にいう「頒布」の意義

2 顧客のダウンロード操作に応じて自動的にデータを送信する機能を備えた配信サイトを利用してわいせつな動画等のデータファイルを同人の記録媒体上に記録,保存させる行為と刑法175条1項後段にいうわいせつな電磁的記録の頒布

(事案)

(1)日本在住の被告人は、日本及びアメリカ合衆国在住の共犯者らとともに、日本国内で作成したわいせつな動画等のデータファイルをアメリカ合衆国在住の共犯者らの下に送り、同人らにおいて同国内に設置されたサーバコンピュータに同データファイルを記録,保存し、日本人を中心とした不特定かつ多数の顧客にインターネットを介した操作をさせて同データファイルをダウンロードさせる方法によって有料配信する日本語のウェブサイトを運営していたところ、平成23年7月及び同年12月、日本国内の顧客が同配信サイトを利用してわいせつな動画等のデータファイルをダウンロードして同国内に設置されたパーソナルコンピュータに記録,保存し、(2)被告人らは、平成24年5月、前記有料配信に備えてのバックアップ等のために、東京都内の事務所において、DVDやハードディスクにわいせつな動画等のデータファイルを保管した行為により、わいせつ電磁的記録等送信頒布,わいせつ電磁的記録有償頒布目的保管罪で起訴された。

第一審判決は、両罪の成立を認め、原判決もこれを是認した。弁護人は、サーバコンピュータから顧客のパーソナルコンピュータへのデータの転送は、データをダウンロードして受信する顧客の行為によるものであって、被告人らの頒布行為に当たらず、また、被告人らの行為といえる前記配信サイトの開設,運用は日本国外でされているため、被告人らは、刑法1条1項にいう「日本国内において罪を犯した」者に当たらないから、被告人にわいせつ電磁的記録等送信頒布罪は成立せず、したがって、わいせつな動画等のデータファイルの保管も日本国内における頒布の目的でされたものとはいえないから、わいせつ電磁的記録有償頒布目的保管罪も成立しないとして、上告した。

(判旨)

刑法175条1項後段にいう「頒布」とは、不特定又は多数の者の記録媒体上に電磁的記録その他の記録を存在するに至らしめることをいうと解されるところ、不特定の者である顧客によるダウンロード操作を契機とするものであっても、その操作に応じて自動的にデータを送信する機能を備えた配信サイトを利用して送信する方法によってわいせつな動画等のデータファイルを当該顧客のパーソナルコンピュータ等の記録媒体上に記録,保存させることは、刑法175条1項後段にいうわいせつな電磁的記録の「頒布」に当たるから、原判断は正当であり、上告は棄却する。

(18) 大阪高判平成26年1月16日 判例時報2238号38頁

平成25年(ネ)第1750号 損害賠償請求控訴事件(変更(上告受理申立て))

本件は、大阪拘置所に収容中の死刑確定者Xが、大阪拘置所職員に対し、信書の発信を申請したところ、発信が不許可とされたことについて、肉体的及び精神的苦痛を受けたとして、国に対し、国家賠償法第1条1項に基づき、慰謝料100万円及び遅延損害金の損害賠償請求を求めた事案である。

一審は、Xの請求を棄却したので、Xがこれを不服として、控訴した。

控訴審においては、本件信書は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第139条1項の発信を許可すべき信書には該当しないが、同法第139条2項の信書の発受の許否の判断においては、好ましくない交友関係であれば、信書の発受を許し、交友関係を維持させるべきではないが、良好な交友関係を維持するためであれば、交友関係の維持は、そ

れ自体、信書の発受を必要とされる事情とされているのであるから、信書の発受により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある場合を除き、基本的に信書の発受は許されなければならないと解するのが相当として、発信を不許可とされた本件信書は、良好な交友関係を維持するためのものであると解され、他方、本件信書の発信により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとは認められないことから、大阪拘置所長としては、基本的に本件信書の発信を許可すべき義務を負っていたものというべきであり、発信を許可しなかったことは、裁量権を逸脱・濫用したものといえ、国家賠償法上違法に当たるとして、一審判決を変更し、慰謝料2万円の支払を求める限度で、Xの本訴請求を認容した。

(19) 奈良地判平成24年6月22日 判例タイムズ1406号363頁

平成22年(わ)第42号 業務上過失致死被告事件(有罪, 控訴(控訴棄却))

病院長であり医師である被告人と同病院勤務医甲(捜査中に病死)が、患者の肝臓の背面側上方部分にあった腫瘍を良性腫瘍であったにもかかわらず、肝臓がんと誤診したうえ、両医師とも肝臓外科は専門外で、肝臓の切除手術の執刀経験がないにもかかわらず、安全に実施できると軽信し、不十分な人員体制のまま本件腫瘍の切除摘出手術を開始して、手技上のミス等により肝静脈等を損傷して大出血させ、適切な止血処理を行うこともできないまま死亡させたとして起訴された業務上過失致死被告事件において、本判決は、肝臓外科の専門医でなく肝切除術の執刀経験もない2名だけでは、手術を安全に実施するための人員体制として不十分であることを認識し、その実施を厳に避けるべき業務上の注意義務があったとして、本件手術開始をこの注意義務に違反した共同過失行為と判断し(肝臓がんを誤診した点については、仮に本件腫瘍が肝臓がんであったとしても、被告人と甲の2名で手術を行うことはできないことになるはずであるから、これを過失行為としてとらえるべきではないとした)、被害者の遺体が解剖されておらず、その解剖所見等は存在しなかったが、手術中の麻酔記録や看護師、専門医の供述等から被害者の死因を出血死と認定し、かつ、本件肝臓切除手術と被害者死亡の因果関係を認定し、被告人を禁固2年4月に処した。

【公法】

(20) 最一決平成27年1月15日 裁判所HP

平成26年(行ツ)第103号 選挙無効請求事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/765/084765_hanrei.pdf

昭和44年東京都条例第55号に基づき平成25年6月23日に施行された東京都議会議員の議員定数配分規定の適法性と合憲性が争われた事案である。

「公職選挙法15条8項ただし書を適用してされた条例の制定又はその改正により具体的に決定された定数配分の下における選挙人の投票の有する価値に較差が生じ、あるいはその後の人口の変動によりその較差が拡大した場合において、上記の較差が都道府県議会において地域間の均衡を図るため通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しており、これを正当化すべき特段の理由が示されないとき、あるいは、上記の較差は上記の程度に達していないが、上記の制定時若しくは改正時において同項ただし書にいう特別の事情があるとの評価が合理性を欠いており、又はその後の選挙時において上記の特別の事情があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたときは、当該定数配分は、裁量権の合理的な行使とはいえないものと判断されざるを得ない」とした上、人口の最大較差が「平成4年条例改正の結果として平成5年選挙当時に1対2.04となり、平成12年実施の国勢調査の結果を踏まえて平成13年条例改正がされた結果として1対1.97に縮小し、本件選挙当時には更に1対1.92に縮小」した等として、裁量逸脱を認めなかった。

(21) 東京高判平成26年6月26日 判例タイムズ1406号83頁

平成26年(行コ)第76号 裁決等取消請求控訴事件(一部取消, 請求棄却, 上告, 上告受理申立)

被控訴人(一審原告)は、控訴人(一審被告)が横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例に基づいて喫煙禁止区域に指定した横浜駅周辺地区内で喫煙したことに対し2000円の過料を科す処分(本件処分)を受け、これに対してなした同市長に対する異議申立及び神奈川県知事に対する審査請求のいずれもが棄却されたため、本件処分の取消し等を求めて提訴した。

本判決は、本件条例で科される処分は本来違法行為とされていない喫煙行為をあえて制限するものであり、喫煙者が通常必要な注意をしても路上喫煙禁止地区であることを認識しえなかった場合(過失がなかった場合)には注意喚起が十分にされていなかったことになるから制裁を科すことはできないとしたが、地方公共団体における受動喫煙防止のための取り組みが拡大し、路上喫煙禁止の路面表示が一般的となり、喫煙者は、喫煙場所が制限されることを普段から認識しているのが現状である状況をふまえると、あえて路上喫煙しようとする者にはその場所が喫煙禁止か否かを十分に注意して確認する義務があり、本件では、被控訴人は喫煙禁止区域にさしかかった際、路面表示を十分に注意して確認していれば禁止区域であることが十分に認識しえたとして、被控訴人の過失を認定して本件処分を適法と

判断した。

【その他】

(22) 東京高判平成25年12月16日 判例時報2238号19頁

平成25年(ネ)第2809号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却(確定))

本件は、高配当、元本保証等との勧誘を受けて投資をしたXが、配当がなされなくなったため、未払配当金及び未返済投資金の回収を弁護士に相談し、投資により発生した債権回収に係る法律事務を弁護士Yに委任したが、一部の回収にとどまり、多くは未回収に終わったところ、Xが、Yに対し、委任契約上の善管注意義務に違反して、債務者の資産に対する仮差押命令の申立を行わず、債権回収が不能になったという主張をして、①債務不履行に基づく損害賠償請求権に基づき、回収が不能となった債権額の約5%相当額の300万円及び遅延損害金、②債務不履行を理由として委任契約を解除したと主張し、不当利得返還請求権に基づき、支払着手金の95%相当額の99万円余及び遅延利息、③委任契約の終了による返還請求権に基づき、予納した委任事務処理費用のうち使用しなかった4万円余及び遅延損害金の支払を請求したという事案であり、原審は、Xの請求のうち、上記③のうちの2万円及び遅延損害金を認容したが、その余の請求は、いずれも理由がないとして棄却したため、Xは、原審の判決を不服として、控訴した。

控訴審では、弁護士が受任する事務の内容は、一般に法律事務としての専門性が高く、その事務の性質上、受任者に一定の裁量権を伴うことが前提とされることに鑑みると、弁護士は、法律事務の受任時において、依頼者に対し、委任契約に基づく善管注意義務の発現として、依頼を受ける事務の内容とともに、派生する種々の問題点について説明すべき義務を負うが、本件の委任契約受任時において、Yは、Xの依頼事案を詐欺事案と即断するのは拙速であると判断し、債権回収の手段として、未払配当金・未返済投資金についての債権承認書を作成させ、返済すべき債務を認識させるとの方針を執る旨を説明しており、この判断は合理的な裁量の範囲内のものと解され、本件委任契約時点では、債務者の対応がどのようになるのか予想できない状況にあったから、任意の支払を求める方法を選択したことも、弁護士の裁量の範囲内のものとして許容されるものと解され、Yの説明で、説明義務として足りないところはないと判断され、また、債権回収手段の選択に関する説明、本件債務承認書作成に係る説明、面談時の説明において説明義務違反はなく、仮差押え等の法的手段を講じることも委任事項にしていなかったことから義務違反ならず、報告・説明義務違反も認められないとして、本件控訴は棄却された。

【紹介済判例】

知財高判平成24年3月28日 判例タイムズ1406号204頁

平成23年(行ケ)第10323号 審決取消請求事件(請求棄却・確定)

→法務速報132号12番で紹介済

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/167/082167_hanrei.pdf

東京地判平成25年2月22日 判例タイムズ1406号306頁

平成23年(ワ)第638号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴(後和解))

→法務速報149号10番で紹介済

最一判平成25年11月21日 金法2009号139頁

平成24年(受)第105号 求償債権等請求事件(上告棄却)

→法務速報151号15番で紹介済

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/748/083748_hanrei.pdf

東京高判平成25年11月27日 判例タイムズ1406号273頁

平成25年(う)第857号 各法人税法違反、関税法違反被告事件(各控訴棄却、各上告(後各上告棄却))

→法務速報157号23番で紹介済

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/185/084185_hanrei.pdf

東京高判平成26年3月13日 判例タイムズ1406号281頁

平成25年(う)第1464号 各覚せい剤取締法違反、関税法違反被告事件(各控訴棄却、各確定)

→法務速報161号10番で紹介済

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/411/084411_hanrei.pdf

最一判平成26年4月24日 金法2008号66頁
平成25年(受)第419号 執行文付与請求事件(上告棄却)
→法務速報157号13番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/146/084146_hanrei.pdf

最一判平成26年6月5日 判例タイムズ1406号53頁
平成24年(受)第908号 損害賠償等請求及び独立当事者参加事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)
→法務速報158号15番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/246/084246_hanrei.pdf

最一決平成26年7月10日 判例時報2237号42頁
平成25年(ク)第1158号・同(許)第35号 再審請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告及び許可抗告事件(破棄自判)
→法務速報159号17番で紹介済

最一判平成26年7月10日 金法2009号131頁
平成25年(ク)第1158号 再審請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告及び許可抗告事件(破棄自判)
→法務速報159号17番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/333/084333_hanrei.pdf

最一判平成26年7月17日 判例タイムズ1406号59頁
平成24年(受)第1402号, 平成25年(受)第233号 親子関係不存在確認請求事件(破棄自判)
→法務速報159号2番, 159号3番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/337/084337_hanrei.pdf
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/344/084344_hanrei.pdf

最二判平成26年7月18日 金法2009号126頁
平成24年(行ヒ)第459号 貸金業者登録拒否処分取消等請求事件(上告棄却)
→法務速報159号24番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/336/084336_hanrei.pdf

最一判平成26年7月24日 金法2009号120頁
平成24年(受)第2832号 不当利得返還請求事件(破棄差戻)
→法務速報160号1番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/347/084347_hanrei.pdf

最三判平成26年7月29日 金法2009号120頁
平成25年(受)第78号 不当利得返還請求事件(破棄差戻)
→法務速報160号2番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/341/084341_hanrei.pdf

最二決平成26年8月19日 判例時報2237号28頁
平成26年(行ト)第55号 執行停止申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)
→法務速報160号23番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/407/084407_hanrei.pdf

最二決平成26年8月19日 判例タイムズ1406号50頁
平成26年(行ト)第55号 執行停止申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)
→法務速報160号23番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/407/084407_hanrei.pdf

最一判平成26年9月25日 判例時報2238号14頁
平成25年(受)第1649号 建物賃料増額確認請求事件(破棄差戻)

→法務速報162号16番で紹介済

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/488/084488_hanrei.pdf

2. 平成27年(2015年)1月13日までに成立した, もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

3.1月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

赤沼康弘/池田恵利子/松井秀樹 編集代表 民事法研究会 353頁 4,104円
Q&A成年後見実務全書 第1巻 総論・法定後見 I

梶村太一 著 日本加除出版 408頁 4,536円
裁判例からみた「子の奪い合い」紛争の調停・裁判の実務★

中島弘雅/岡 伸浩 編著 商事法務 516頁 3,456円
民事訴訟法判例インデックス

長内 健/片山英二/服部 誠/安倍嘉一 著 民事法研究会 442頁 4,320円
企業情報管理実務マニュアル 漏えい・事故リスク対応の実務と書式

東谷隆夫/高橋大祐/渡邊竜行/佐藤健太 著 民事法研究会 358頁 3,996円
コンプライアンス時代における事故対応・損害賠償の実務の手引

大澤美穂子 著 民事法研究会 199頁 2,376円
事例に学ぶ成年後見入門 権利擁護の思考と実務

4.1月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

法曹会 462頁 4,350円

最高裁判所判例解説 刑事篇 平成23年度

深見敏正 著 青林書院 324頁 3,456円

リーガル・プログレッシブ・シリーズ13 国家賠償訴訟★

定塚 誠 編著 商事法務 588頁 6,480円

裁判実務シリーズ7 行政関係訴訟の実務

山本和彦 著 弘文堂 356頁 3,240円

解説 消費者裁判手続特例法

事業再生実務家協会 編 商事法務 704頁 7,020円

事業再生ADRのすべて

5. 発刊書籍〈解説〉

「裁判例からみた「子の奪い合い」紛争の調停・裁判の実務」

子の引渡請求, 人身保護請求, 親権者変更事件, 審判前の保全処分, 間接強制等について, 179件の裁判例を解説している。

ハーグ条約実施に関わる実務上の課題等も論じられている。

「リーガル・プログレッシブ・シリーズ13 国家賠償訴訟」

国家賠償訴訟についての概説書である。要件事実などの基本的事項のほか, 類型ごとの解説, 訴訟手続, 審理方法, 判決後についてなど, 多数の裁判例をもとに解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。